

第 157 回職業安定分科会 各代表委員からいただいた御意見

【労働者代表ご意見】

- 今回の雇用調整助成金の特例措置の拡充については、一般会計予算により支出すべきであると考えます。
- 拡充された特例措置は、知事の要請により影響が及ぶすべての事業者を対象にしていないことから、その対象事業者の拡大も望まれる。
- なお、新たな緊急事態宣言に関連した政府の各種支援・助成制度の対象および申請手続きなどについて、現場の労使が一括して把握できるよう、省庁を超えた関連資料の作成などをお願いしたい。

【使用者代表ご意見】

- 今般の緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置の対象区域等の知事の要請を受けて、営業時間の短縮や収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する事業主について、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業の助成率を最大 10/10 に引上げることは、当該企業の「事業の継続」と「雇用の維持」に向け、妥当な措置である。
- 厚生労働省は関係団体等と緊密に連携し、対象となる大企業に対して、本措置を幅広く周知していただきたい。また、緊急事態措置の対象区域以外の大企業を対象とする場合には、その旨を速やかに周知していただきたい。
- 雇用調整助成金の 1 月 15 日時点の支給決定額は 2 兆 6 千億円であり、既に、事業主のみが負担している雇用保険二事業の範疇を大きく超えている。また、今般の緊急事態宣言に伴い、休業者の更なる増加が予想されることから、財源の枯渇化は必至な状況である。
- したがって、コロナ禍は国家の非常事態であるとの認識のもと、本措置の財源は雇用保険二事業ではなく、一般会計による国費で負担すべきである。
- なお、最低賃金や事業主拠出金など企業の負担が増加していることから、雇用保険二事業や失業等給付に係る保険料は将来にわたり引上がることがないよう、強く要望する。

- 緊急事態宣言の再発令に伴う、今般の措置について異論ない。
- ただし、雇調金はそもそも、事業主連帯の考えのもと、景気の変動や産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成するものである。

今回のような、都道府県の知事が「基本的対処方針」に沿って行う営業時間の短縮等の要請を理由として事業活動の縮小を余儀なくされる場合の対策は、想定していない。

- すでに雇調金の財源は枯渇化しており（※）、失業等給付の積立金からの借入額も令和3年度の予算案まで加味すると、累計1兆6千億円にまで積み上がる見込みである。今後の雇用情勢次第では、失業等給付の財源不足も懸念される。

（※）2019年度決算時点では1兆5,410億円あった雇用安定資金の残高は、2020年度末には864億円となる見込み（三次補正後予算案）。これは失業等給付に係る積立金から約1兆円の借り入れ（将来返済が必要）後の数字であり、雇用安定資金残高は実質マイナスとなっている。

- 感染症収束が見通せない中、現在のペースで雇調金支出の増加が続けば、保険料率の引き上げは不可避で、雇用維持に取り組む事業主の負担は増加する一方である。
- 失業の急増など社会不安の増幅を回避し、国民生活を守る観点から、政府が責任をもって、雇調金全体に要する費用として、一般財源を思い切って投入すべきである。

【公益代表ご意見】

- コロナ禍が長期化するなかにあつて、政府は経済と感染症対策の両立を可能とする雇用政策を速やかに検討すべきである。雇用調整助成金の拡充は、（経済と感染症との両立を念頭に置いた）「新しい生活様式」に対応した産業構造への転換にブレーキをかけることになりかねない。特例措置の内容を速やかに見直すと同時に、新たな産業構造に対応する労働力再配置がスムーズに進むように政策資源を投入すべきである。また、雇用保険財政は逼迫しており、国庫負担を本則に戻すことは妥当であるが、その資金調達によって将来世代の負担が一層増すことに関しては懸念すべきである。